保育所・認定こども園（保育所機能部分）入所のしおり ≪令和９年４月１日入所≫

１ 入所基準

保育所又は認定こども園（保育所機能部分）に入所を希望する場合は、保護者のいずれもが次のいずれかの事情にあり、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

（1）就労（月 52 時間以上）
（2）妊娠・出産（産前２ヶ月から産後８週経過日の翌日が属する月末まで）
（3）保護者の疾病・障害
（4）介護等
（5）災害復旧
（6）求職活動（開始日から起算して 60 日が経過する日の属する月末まで）
（7）就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
（8）育休取得中（保育利用中の子ども）
※育休取得中は転園のみ受け付けます。
（9）その他市が認める場合

２ 申込から利用決定までの流れ

面談	申込み	利用調整	結果の通知	１次募集終了	2次募集開始
希望施設で面談を受ける	期日までに市へ書類を提出	空き状況に応じて、市が入所先を決定	結果を市から郵送で通知		１次募集と同様の流れで受付・利用調整

※令和９年４月１日入所の面談受付は、令和８年 10 月 26 日（月）から開始します。
※面談の結果、施設のクラスの状況や職員体制などにより、受け入れができない場合があります。

■提出書類
□申込書
□就労証明書等の添付書類
□保育利用申込調査票
□面談シート
■提出先
光市福祉保健部こども政策課（あいぱーく光　８番窓口）
■提出期限
１次募集：令和８年 12 月 18 日（金）17 時 15 分まで
２次募集：令和９年２月上旬予定

空き情報、申請書等のデータは市 HP から確認できます

３ クラス年齢

保育所のクラス年齢は、令和９年４月時点の年齢となります。

0 歳児クラス	令和８年４月２日以降生まれ
１歳児クラス	令和７年４月２日～令和８年４月１日生まれ
2 歳児クラス	令和６年４月２日～令和７年４月１日生まれ
3 歳児クラス	令和５年４月２日～令和６年４月１日生まれ
4 歳児クラス	令和４年４月２日～令和５年４月１日生まれ
5 歳児クラス	令和３年４月２日～令和４年４月１日生まれ

4 保育給付認定

保育所又は認定こども園（保育所機能部分）に入所する児童は、２号又は３号認定を受けます。

保育給付認定区分	認定条件	利用できる施設	保育料
２号認定	満３歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園（保育所機能部分）	無償
３号認定	満３歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園（保育所機能部分）	世帯の所得に応じて決定 ※第２子以降は無償

２号、３号認定は、保護者の就労時間等、保育が必要な時間によって「標準時間」と「短時間」に区分します。施設によって利用できる時間帯は異なりますが、標準時間は 11 時間、短時間は 8 時間を利用可能な時間としています。

5 保育料

■保育料の決定

・保育料は市町村民税所得割課税額に基づき決定します。決定額は入所承諾通知書でお示しします。

・保育標準時間（11 時間）と保育短時間（８時間）で保育料が異なります。保育短時間の保育料は、保育標準時間の保育料よりも低額に設定します。

■保育料の切替時期

・保育料は毎年９月に切り替わります。

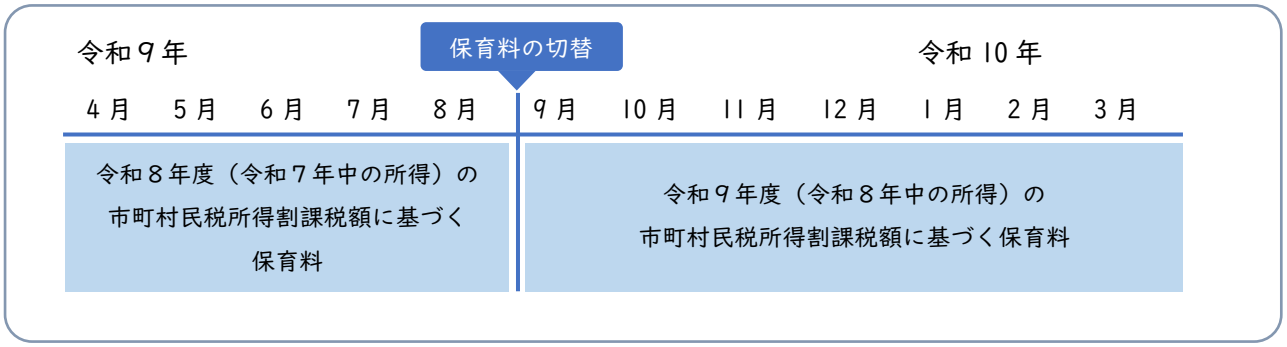

6 保育給付認定・入所承諾通知

１次募集の結果：令和９年１月下旬頃に通知（郵送）予定

２次募集の結果：令和９年２月下旬頃に通知（郵送）予定

※保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（保育所等）への入所については、以下の理由により全ての申込者が希望の施設（保育所等）に入所できるとは限らないため、ご了承ください。

・保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合

・希望者が多数いるため、利用調整により希望する施設に入所できない場合

・保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

【お問合せ・書類提出先】
光市福祉保健部こども政策課
（あいぱーく光 8番窓口）
TEL：0833-74-3005